

第 82 回 鎌倉市緑政審議会 会議録

日 時：令和 7 年（2025 年）1 月 10 日（金） 14 時～15 時 50 分

場 所：鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会室

出席委員：入江彰昭会長、押田佳子会長職務代理、岩田晴夫委員、植木陽子委員、表雅子委員、上村真由子委員、山内政敏委員、佐藤雄基委員（オンライン出席）、飯田晶子委員（オンライン出席）

事務局：古賀都市景観部長、田中都市景観部次長兼みどり公園課長、若林都市景観課長、永井都市計画担当課長（まちづくり計画部次長）、（企画課長は担当者が代理出席）

入江会長：定刻となりましたので、第 82 回鎌倉市緑政審議会を始めたいと思います。始めに、委員の出席について事務局から報告お願いいたします。

田中次長：事務局を務めております、都市景観部次長兼ねましてみどり公園課長の田中です。よろしく申し上げます。委員の出席について報告します。松行委員から欠席のご連絡が入っており、飯田委員、佐藤委員がオンラインにて出席されております。委員の過半数の出席がありますので、お手元にお配りしています鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。なお、お手元にお配りしております事務局名簿の職員が出席しております。

入江会長：ありがとうございました。改めまして、委員の皆様、あけましておめでとうございます。今年もよろしく申し上げます。

続きまして、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いします。

田中次長：お手元にお配りしている「次第」について、説明させていただきます。最初に「次第」の 1、審議事項が 2 件、次に「次第」の 2、報告事項が 1 件、最後に「次第」の 3、その他の報告等を予定しております。

配付資料は、資料 1 はお手元に用意し、資料 2 については、タブレットに PDF データを準備していますのでご覧ください。PDF データは、資料 2 の説明で使用するパワーポイントを PDF 化したものになります。

会議の公開につきましては、「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」によって定められており、「鎌倉市情報公開条例」第 6 条に規定する個人情報等に該当する事項について審議等を行うとき、その他、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められるときを除いては公開するものとなっています。

非公開とする場合は、その理由を明らかにした上で、会長が議題ごとに決定するものとし、また、会議中に非公開とする会議の範囲を変更する必要があると審議会が

判断した場合はこれに従うものとしています。

後日掲載する会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、このことを踏まえ、次第の内容と会議の公開についてご確認いただきますようお願いいたします。

1 審議事項 (1) 会議の公開について

入江会長：本日の次第及び会議の公開について、事務局から説明がありました。

「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議は公開することといたしますが、非公開とする会議の範囲がございましたらご意見等をお願いいたします。

(全員了承)

入江会長：それでは、会議を公開とし、この次第に沿って審議を進めさせていただきます。

続きまして、傍聴者の確認についてです。事務局お願いします。

田中次長：12月1日号の市の広報及びホームページに記事を掲載したところ、4名の申込みがありました。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(全員了承)

入江会長：ご異議がないようでしたら、傍聴者の入室を許可することとします。

(傍聴者4名入室)

入江会長：傍聴者の方は、私語、審議会等に対する発言、写真撮影や録音はお控えください。

また、その他お手元の注意事項についてご配慮ください。会議に支障があると判断した場合は退室をお願いすることもありますので、ご了承ください。

1 審議事項 (2) 前回審議会会議録の確認

入江会長：それでは、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

田中次長：前回会議録につきましては、資料1をご覧ください。前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、各委員から、ご発言のあった箇所について文言修正のご指摘があり、ご指摘に沿って修正しております。内容のご確認をお願いいたします。

入江会長：前回の会議録につきましてはいかがでしょうか。

飯田委員：1点よろしいですか。議事録の内容の修正ではないのですが、前回議論になった中で、議事録でいうと9ページの真ん中辺りですが、鎌倉市緑の基本計画の95ページ辺りに、二酸化炭素の吸収の話があったかと思います。そこでの算定方法が誤っていたということを前回の審議会で指摘させていただいて、変更するというこ

とでしたが、緑の基本計画にももう載ってしまっていて、更に国交省が、鎌倉市緑の基本計画を引用するかたちで「こういうやり方があります」というのを、グリーンインフラのガイドラインというのに載せ、それも公開されてしまっていて、その修正を図った方がいいと思っています。そうしないと、誤った方法で同じ方法で計算をしてしまう自治体があるかもしれません。そこで、質問したいことは、鎌倉市緑の基本計画の修正を行っていくかどうかということと、修正を行った暁には、私から言ってもよいのですが、国交省の方に訂正をお願いする必要があると思っています。その点確認をさせてください。

入江会長：事務局の方いかがでしょうか？

永井次長：まちづくり計画部の永井です。ありがとうございます。私の方から国交省にはお伝えして直してもらうようにいたします。

飯田委員：ありがとうございます。では、鎌倉市の緑の基本計画も、何か訂正という形で変えられるのでしょうか？

永井次長：すみません、私の立場で発言するところではないことを承知しているのですが、「鎌倉市のみどり」そのものが「鎌倉市緑の基本計画」の一部という位置付けですので、「鎌倉市のみどり」をブラッシュアップしていく中で、この「鎌倉市緑の基本計画」の一部分と多少記載が異なっていたとしても、それは「鎌倉市のみどり」の方を見ていただきたいと考えています。「鎌倉市のみどり」の方が新しい内容になっている、という形でご理解いただきたいと考えております。そのように取り扱っています。

飯田委員：承知しました。ありがとうございます。

入江会長：ほかはよろしいでしょうか。それでは、この資料により、前回の審議会の会議録を確認し、確定といたします。

2 報告事項 (1) 山崎・台峯緑地（都市緑地）の基本設計について

入江会長：それでは続きまして、次第の2、報告事項(1)、「山崎・台峯緑地（都市緑地）の基本設計について」、事務局からお願いします。

水谷主事：それでは、「山崎・台峯緑地（都市緑地）の基本設計について」説明いたします。

みどり公園課整備担当の水谷と申します。本日は宜しく願いいたします。

本日は前方のスクリーンを使用して説明させていただきます。それでは、基本設計の説明に入る前に、「山崎・台峯緑地について」と「基本設計策定のスケジュール」について簡単に説明いたします。

まず、「山崎・台峯緑地について」説明いたします。

山崎・台峯緑地は、本市中央部の市街化区域に残された貴重な樹林地等で、地域の方々から「台峯」の呼称で親しまれている一団の緑地、約36.7haは、広町及び常盤山と並んで本市の三大緑地と呼ばれています。昭和30年代以降の宅地開発を免

れた「台峯」には、湧水や湿地、農業用のため池、耕作放棄地を中心とした大小様々に入り組んだ谷戸地形や北鎌倉の低層住宅地の背景となる斜面緑地に豊かな自然環境が残っています。

本市では、その豊かな自然環境を保全・活用するため、平成19年度から都市公園としての整備事業に取り組み、令和2年4月に「山崎・台峯緑地」を「風致公園」として一部区域、約19haの供用を開始し、その後、令和4年5月に供用区域を約26.5haに拡大しています。

なお、未整備である東側の区域、都市緑地、約8.6haについても、令和10年度の事業完了を目指し、令和11年度には「都市緑地」として供用を開始する予定です。それに向けて、令和6年度に山崎・台峯緑地（都市緑地）基本設計策定を行い、令和7年度に実施設計、令和9年度から令和10年度に施設整備を行う予定で事業を進めています。

次に、「山崎・台峯緑地（都市緑地）基本設計策定のスケジュール」について、説明いたします。

令和6年8月にサンコーコンサルタント株式会社横浜支店と契約締結し、基本設計（素案）の作成を進め、11月14日に基本設計（素案）を策定し、ホームページ上で公開しました。策定した素案については、意見募集を11月14日から12月13日までを行い、49件の意見書を受領しました。また、山崎・台峯緑地内で活動するボランティア団体や隣接する北鎌倉女子学園への個別説明を行った後、市民説明会を11月29日に行い、参加者数は43名でした。説明会においても様々な意見があり、現在、市民の方からの意見を踏まえて、基本設計（案）の策定作業を進めているところです。

（案）の策定は1月中を予定しており、案についても市民説明会や意見募集を行う予定です。その後、3月の確定版策定に向けて作業を進めていきます。本日は、11月29日に開催した市民説明会で使用した素案資料を基に、意見が多かった内容や案への変更点について、説明いたします。

それでは、山崎・台峯緑地（都市緑地）基本設計素案をご覧ください。

1ページをご覧ください。

最初に、「1.業務概要」について説明いたします。

「1.1業務目的」について、山崎・台峯緑地（都市緑地）基本設計策定業務は、本市が平成18年に策定した（仮称）台峯緑地基本構想をはじめとする関連計画や調査結果等を踏まえ、山崎・台峯緑地（都市緑地）に残る豊かな自然環境や横須賀線沿いの低層住宅地の背景をなす樹林地を都市緑地として整備・保全するための基本設計を策定することを目的としています。

次に、「1.2業務対象範囲」については、ページ左側に本業務の対象範囲を掲載しており、図面の赤枠の部分が山崎・台峯緑地（都市緑地）になります。ここからは

こちらの名称を都市緑地として説明させていただきます。都市緑地の左側には、山崎・台峯緑地（風致公園）がありますが、こちらは令和4年度に都市公園として供用開始しており、施設整備も完了しているため、本業務の対象範囲外となります。ここからはこちらの名称を風致公園といたします。

次に、「1.3 計画平面図」について、ページ右側に今回設置を検討している施設と位置を計画平面図として示しており、計画している主な施設としては、散策路（階段、柵）、サイン、ベンチ、水飲み、公園灯、落石防護網の設置を当初は計画していたところです。

2ページをご覧ください。

次に、基本設計の策定に先立ち、現況調査を実施しました。

「2.1 現況写真」について、お示ししている写真は都市緑地を構成する主要な施設になります。

ページ左側の（1）主要入口について、都市緑地にはメインとなる入口が3箇所存在しています。

上段の写真が現在風致公園の南管理事務所がある山ノ内配水池入口です。中段が北鎌倉女子学園の西側を通って緑地内に入る入口になります。下段が山崎小学校の東側にある入口になります。

次に、ページ右側に（2）散策路について現況写真をお示ししています。

上段の写真のとおり、一部の散策路ではアスファルト舗装やコンクリート舗装が見受けられますが、大半の散策路は中段、下段のとおり未舗装の山道になっています。また、山道のため、急こう配の園路も多く確認しています。

3ページをご覧ください。

（3）展望広場について、都市緑地の眺望地点となる箇所の現況写真を掲載しています。

ページ左側上段の写真のとおり、北鎌倉方面の眺望が望める開けた箇所となっており、自然木のベンチが置かれている状況です。また、展望広場は散策路より少し高い位置にあるため、下段の写真のとおり、展望広場へのアクセスは坂道の上り下りが必要となります。

次に、ページ右側の（4）柵について、散策路に急傾斜が隣接している箇所には、擬木柵や仮設の柵が設置されている状況です。柵の種類は擬木柵の他、金網フェンス、ガードパイプ、木製柵、仮設柵と様々です。

4ページをご覧ください。

ページ左側の（5）サインについて、山崎・台峯緑地には現状案内サインと誘導サイン、記名サインが設置されています。こちらは風致公園の施設整備を行った際に設置したものです。上段の写真が山崎・台峯緑地全体の図面が掲載されている案内板です。中段、下段のとおり、行先を示す誘導サインと緑地の名称を示す記名サイ

ンも設置されている状況です。

次に、ページ右側の（6）テーブル・ベンチについて、上段の写真のとおり、こちらも風致公園の施設整備を行った際に設置したベンチ・テーブルがあります。中段の写真は自然木を利用した丸太ベンチが設置されている状況になります。

5ページをご覧ください。

次に、「3. 基本設計の方針」について説明いたします。

「3.1 上位計画の位置付け」について、基本設計の検討においては、ページ左側に示す平成18年度に策定した基本構想における理念と方針に沿って検討を進めています。基本理念は「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」ことです。その理念を基に基本方針として「鎌倉市における貴重な資源の保全」と「鎌倉の都市景観資源としての保全」を設定しています。

下段の保全・活用方針としては、台峯緑地の自然環境の保全のため、線と点での利用に限定して活用すること、活用のために利便施設、管理施設の導入は最小限に止める等の方針を設定しています。

次に、ページ右側に基本構想における都市緑地の位置づけについて説明いたします。

保全施策展開区域について、都市緑地については、基本構想策定時に「保全配慮地区」として位置づけられており、その後、平成31年に「第3号 山崎・台峯緑地」として都市計画決定、令和元年に都市計画事業として認可されています。保全配慮地区について現在は指定区域からは除外されていますが、基本構想策定時には重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区で市民の理解や協力を得ながら計画的かつ総合的に緑地保全の政策を推進するための地区として指定されていました。指定から除外された後も都市計画法により、都市計画緑地として保全や利活用する区域として位置づけられています。

6ページをご覧ください。

次に、ゾーニングについてですが、以前に策定した山崎・台峯緑地基本計画では山崎・台峯緑地を4つにゾーニングし、緑地内における位置づけを明確化しています。今回の都市緑地については、「景観緑地と里山の保全ゾーン」に位置づけられています。位置づけとしては、北鎌倉の景観を形作る斜面緑地を適切に保全し、尾根筋に残された里山の環境・景観を保全するゾーンと尾根筋の一部の区域において、歴史的な経緯を踏まえ、茅場、畑等の再生を行うゾーンとして位置づけられています。

7ページをご覧ください。

「3.2 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定」について説明いたします。本項目ではページ左側で都市緑地の利用空間における適正収容人数を算出し、また、ページ右側で年間利用者数から都市緑地の最大時の利用者数を試算しています。左側の利用空間の適正収容力からの試算について、上段、中段で都市緑地内に

ある散策路と展望広場の規模から適正な収容人数を計算しており、算定結果としては下段の適正収容人数のとおり、都市緑地は39人程度まで収容可能であると試算しています。

次に、ページ右側の年間利用者数からの試算について、自然系の緑地で、簡易なトイレ程度の施設整備しかしていない「はやま三ヶ岡山緑地」の年間利用者数を参考に、都市緑地の利用者数を試算しています。算定結果としては下段の最大時利用者数のとおり、36人程度の最大時利用者数が想定される試算を行っています。これらの検証により、最大時利用者数の36人程度であれば、都市緑地内にある既存の散策路や展望広場でも適正に収容することが可能であることがわかります。

8ページをご覧ください。

「3.3 散策路の検討」についてです。ここからは最初に素案の方針を説明し、そのあとに素案に対していただいた主な意見とそれを踏まえた基本設計案の方針を説明いたします。

ページ左側の散策路の整備方針としては、自然環境への影響を抑えるため、原則として既存ルートと形状を尊重するものとし、一律の幅員確保を前提とせず、現道の維持を基本とします。幅員は現況に合わせた幅員とします。舗装については、舗装材による舗装は行いません。凸凹のある道を整地し、歩く部分を締め固める程度の整備とします。表の散策路一覧のとおり、散策路は3つの種別で区分し、尾根部に位置するメインの園路となる主動線、主動線から台方面に広がる副動線、車両の通行が可能である管理動線に分けています。

全ての動線で拡幅等を行わず、現況の幅員を基本としています。また、各散策路の幅員については、隣接する風致公園と連続する施設のため、幅員の考え方は風致公園と統一しています。各動線の位置はページ右側に示しています散策路配置計画図のとおりです。青が主動線、オレンジが副動線、赤が管理動線となります。

次に「散策路の検討」についての主な意見として、ページ右上の吹き出しのとおり、一部副動線（ツノ坂）について、園路の土が雨水で流れ、また、幅員も狭くなっており歩きにくいという意見がありました。

これらの意見を踏まえまして、案の方針として「一部副動線（ツノ坂）の整備」、「その他の散策路については、素案のとおり現道の維持を基本とする。」方向で案を検討しています。

整備する場所は、右側の図の赤丸印となります。

なお、案では、散策路の路線名に標記している「散策路A、B、C」の記載は削除し、「主動線」「副動線」「管理動線」に名称を統一します。

9ページをご覧ください。

次に、「3.4 階段・柵の検討」についてです。

ページ左側の整備方針について、敷地内には傾斜地が多くみられるため、安全対策

を目的とした階段・転落防止柵を設置することとしていました。階段については、園路の勾配が 33.3%から 57.7%の間の箇所を設置することとし、素材は景観性・耐久性に配慮した擬木製とするとしていました。転落防止柵については、傾斜地が隣接する散策路に設置するとしていました。階段と転落防止柵の設置箇所の例は上段の写真、設置イメージは下段の写真のとおりで、設置箇所については、ページ右側で示しています階段・転落防止柵配置計画のとおりです。青の点線が階段、緑の点線が転落防止柵の設置予定箇所としていました。

次に「階段・柵の検討」についての主な意見として、ページ右上の吹き出しのとおり、「幅員が狭い園路ですぐ隣が急傾斜になっている場所は転落防止柵が必要」、「階段不要。人工物は不要。景観を損なう。」、「仮に設置するとしても擬木ではなく、天然木を採用してほしい。」という意見がありました。

これらの意見を踏まえまして、ページ右下の吹き出しのとおり、案の方針として「階段は急勾配やぬかるみがあり、特に歩きにくい散策路のみ新設する。」、「柵は破損している仮設柵がある箇所のみ新設する。」、「材質は安全性、耐久性を考慮したうえで、ボランティア団体と協議、調整を行い、引き続き検討する。」方向で案を検討しています。

なお、案ではページ右側で示しています階段・転落防止柵配置計画に階段及び転落防止柵を新設する箇所を赤枠、

既に転落防止柵が設置されている箇所を青枠で示して整理しています。

10 ページをご覧ください。

次に、勾配分析に基づいた階段・柵設置検討です。

前のページで説明した階段と転落防止柵の設置位置については、航空レーザー測量データを活用し、設置が必要とおもわれる箇所を整理したうえで、現場を確認し、設置位置を検討していました。左側の園路勾配の限界について、先程も説明したとおり、階段が必要な勾配を自然探勝路（しぜんたんしょうろ）やハイキングの上限勾配である 33.3%から登山、階段の上限勾配である 57.7%に設定していました。右側の図が航空レーザー測量データを用いた勾配分析の図面です。右上の凡例のとおり、黄色とオレンジに示される箇所を階段が必要な箇所として整理していました。

なお、案では、右側の図の凡例に記載のある「散策路 A」、「散策路 B」、「散策路 C」は、先程の「散策路の検討」と同様、各動線の名称を「主動線」、「副動線」、「管理動線」に統一するため、削除します。

11 ページをご覧ください。

次に、「3.5 サインの検討」についてです。

ページ左側の整備方針について、入口部や散策路にサインを設置します。都市緑地は隣接する風致公園と連続する施設のため、デザインは既存の風致公園のもの

統一しています。入口案内サインは主入口と副入口に設置、誘導サインは散策路の分岐部に設置、解説サインは眺望広場に設置、園名サインも入口案内サインと同様、主入口と副入口に設置するとしていました。左側に三段で各サインのイメージ図を掲載しています。上段が入口案内サイン、中段が誘導サイン、下段が解説サインと園名サインのイメージ図です。ページ右側にサインの配置位置を図示していません。二重丸が入口案内板、十字の丸が誘導サイン、白丸が解説サイン、赤丸が園名サインの設置位置です。既に設置されている入口案内板や園名サイン、誘導サインがある箇所は青字で表記していますが、こちらは既存のサインを活用するものとし、新規の設置は行いません。

次に「サインの検討」についての主な意見として、ページ右上の吹き出しのとおり、「展望広場の解説サインは景観を損なうため不要。」、「主動線に関するサインは良い。副動線は住宅地へ迷いこまないように分岐の道標は必要。」、「サインは簡易的なものが良い。」、「既存サインの課題解消。(設置場所、内容等)」という意見がありました。

これらの意見を踏まえまして、ページ下段の吹き出しのとおり、案の方針として「素案のとおり、主・副入口に入口案内サイン、園名柱を設置する。」、「素案のとおり、主動線からの分岐部分に誘導サインを設置する。」、「展望広場の解説サインは、景観への配慮といただいたご意見を考慮し、設置不要とする。」、「サインのデザインについては、素案のとおり既存サインに合わせるものとするが、盤面等の修正については、新規サインの盤面と併せて検討する。」方向で案を検討しています。右側の図、サイン配置計画の「④展望広場の解説サイン」は設置不要、「③入口案内サイン、園名サイン」は、主入口、副入口でないため設置不要としています。

12 ページをご覧ください。

こちらはサインの設置を予定していた箇所の現況写真になります。

先程の説明のとおり、①、②、⑤、⑪、⑫は風致公園の施設整備時に設置していますので、現況のサインをそのまま活用しますが、盤面については新規サインに合わせて修正を検討します。

13 ページをご覧ください。

次に、「3.6 ベンチ・水飲みの検討」についてです。

ページ左側の整備方針について、主動線の散策路沿いと眺望広場に、ベンチや水飲みを整備することとしていました。ベンチは主動線の散策路沿いと眺望広場に配置するとしていました。水飲みは眺望広場に配置するとしていました。中段にベンチ、下段に水飲みのイメージ図を掲載しています。ベンチは景観を阻害しないシンプルなものを採用し、水飲みは自然景観に調和した陶器製のものを採用するとしていました。ページ右側にベンチ及び水飲みの設置位置を掲載しています。ベンチは赤線、水飲みは青丸で表記しています。ベンチは主動線の散策路沿いと眺望広場

に6箇所、水飲みは眺望広場に1箇所設置する予定でした。

次に「ベンチ・水飲みの検討」についての主な意見として、ページ中央の吹き出しのとおり、「鉄製ベンチは景観を損なうため不要。」、「北から南まで散策路は15分程度で歩けるため、ベンチの必要性はない。」、「ベンチを設置するなら既存の丸太ベンチや竹でベンチを作るほうがよい。」、「水飲み場は、南管理事務所から300m程度の展望広場には不要。」という意見がありました。

これらの意見を踏まえまして、ページ左下の吹き出しのとおり、案の方針として「ベンチ、水飲み場は、景観への配慮といただいたご意見を考慮し、設置不要とする。」、「既存の丸太ベンチについては、ボランティア団体とメンテナンスについて協議しながら対応を検討する。」方向で案を検討しています。

14 ページをご覧ください。

こちらはベンチと水飲みの設置予定箇所であった現況写真です。

②の眺望広場にベンチと水飲みを設置、それ以外の5箇所の散策路沿いにベンチを設置する予定でした。

15 ページをご覧ください。

次に、「3.7 公園灯の検討」についてです。

ページ左側の整備方針について、北鎌倉女子学園入口と北鎌倉女子学園グラウンドを結ぶ散策路に、公園灯を設置するとしていました。公園灯については、公園灯設置区間の散策路は、最低照度1ルクス以上で照明灯配置を計画し、1ルクス以上とは4m先の歩行者の顔の概要が識別できるくらいの明るさになります。中段に防犯灯の照度に関する参考画像、下段に公園灯のイメージ図を掲載しています。ページ右側の左上に公園灯の設置区間を掲載しています。黄色で色付けされた区間の散策路に公園灯を設置する予定でした。右上は公園灯設置区間の現況写真です。下段に公園灯の配置計画を掲載しています。配置については、最小照度1ルクス以上を満足するため、28m間隔で公園灯を設置することとし、入口からグラウンドまで合計7基設置する予定でした。

次に「公園灯の検討」についての主な意見として、ページ右上の吹き出しのとおり、「グラウンドに照明がないので設置する必要性がない。」、「里山の中に人工的な光が入ると生態系に悪影響。」、「災害時を想定したとしても、非常時はスマホライトで電灯の役割を果たす。」、「明るくなることで治安が悪くなる可能性がある。」という意見がありました。

これらの意見を踏まえまして、ページ下段の吹き出しのとおり、案の方針として「公園灯は生態系への配慮といただいたご意見を考慮し、設置不要とする。」方向で案を検討しています。

16 ページをご覧ください。

次に、「3.8 サクラ類の保存の検討」についてです。

ページ左側のサクラ類の保存方針について、整備の際に、尾根道に残る大径木のサクラは、鎌倉の風景を体感できる景観として保存するとしていました。サクラ類について、台峯に生えているサクラの種類は主にオオシマザクラです。中段にオオシマザクラに関する資料を掲載しています。ページ右側にサクラ類の位置を図示しています。オレンジの丸がサクラの位置で、園路沿いに20箇所ほどサクラが自生している状況です。

次に「サクラ類の保存の検討」についての主な意見として、ページ右上の吹き出しのとおり、「サクラ以外の貴重種の保全についても検討が必要。」、「森林の再生についても取り組んでほしい。」、「樹木医など専門家の意見を取り入れての対策が必要。」という意見がありました。

これらの意見を踏まえまして、ページ左下の吹き出しのとおり、案の方針として「素案のとおり、現存する大径木のサクラ類は、鎌倉の風景を体感できる景観として保全する。」、「他の樹木やサクラ類を含む保全や維持管理の手法については、過去の植生調査等の結果を踏まえ、ボランティア団体と協議しながら対応を検討する。」方向で案を検討しています。

17 ページをご覧ください。

こちらは尾根道に残る大径木のサクラ類の現況写真を掲載しています。施設整備する際にはこのようなサクラ類の保存に支障がでないよう検討を進めるものとしていました。

18 ページをご覧ください。

次に、「3.9 眺望広場の検討」についてです。

ページ左側の整備方針について、ベンチは眺望を楽しめるベンチを設置、解説サインは眺望を解説するサインを設置、水飲みは散策路全体の休憩地点として、水飲みを設置、階段は散策路から眺望広場へのアクセスのための階段を設置するとしていました。ページ右側に眺望広場の位置図、ベンチの設置イメージ、現況の眺望、眺望広場の整備イメージを掲載しています。下段の整備イメージについて、眺望が望める地点にベンチを3箇所、その脇に水飲みと解説サインを設置する予定でした。また、散策路から展望広場にアクセスする坂道に階段を設置する予定でした。

次に「眺望広場の検討」についての意見として、ページ上段の吹き出しのとおり、「人工物は不要。景観を損なう。」という意見を多数受けました。

これらの意見を踏まえまして、ページ左下の吹き出しのとおり、案の方針として「景観への配慮やいただいたご意見を考慮し、新たな整備は行わない。」、「ベンチや階段等の新設要望を受けた際には、設置場所や材質等についてボランティア団体と協議しながら対応を検討する。」方向で案を検討しています。

なお、資料の標記で「展望広場」と「眺望広場」を使用している件について、案では「展望広場」の標記で統一することとします。

19 ページをご覧ください。

次に、「3.10 落石防護網の検討」についてです。

ページ左側の整備方針について、急勾配斜面表層の剥落や飛散を防止するため、急崖露頭部に落石防護網を設置します。落石防護網は剥落や落下の危険性がある発生源をネットで覆う工法で、ネットが密着し発生防止効果を発揮するほか、発生した場合においてもネット内を法尻まで誘導する効果があります。中段に落石防護網のイメージ図、下段に構造例と施工例を掲載しています。ページ右側に落石防護網の配置計画図を掲載しています。赤枠で示している箇所が落石防護網の設置を検討している箇所です。

次に「落石防護網の検討」についての意見として、ページ右上の吹き出しのとおり、「人の安全に関わる部分なので必要。」という意見を多数受けました。

これらの意見を踏まえまして、ページ右下の吹き出しのとおり、「素案のとおり、落石防護網を設置する。」方向で案を検討しています。

20 ページをご覧ください。

こちらは落石防護網の設置を検討している箇所の現況写真になります。写真のとおり、急斜面や表面が軟質化、剥落している箇所があります。近隣住民や利用者の安全を確保するため、当該地に落石防護網の設置を検討するものです。

山崎・台峯緑地（都市緑地）基本設計（素案）についての説明は以上となります。最後に今後の事業スケジュールについて説明いたします。

まず、令和6年度から令和7年度にかけてですが、現在、進めている基本設計（案）の策定については、令和7年1月中に公表する予定です。

冒頭でもご説明しましたとおり、基本設計（案）についても基本設計（素案）と同様に、意見募集及び市民説明会を実施し、頂いたご意見を基に基本設計（確定版）を策定していきます。

基本設計（確定版）については、令和7年3月中に公表する予定としています。

その後、令和7年度により詳細な設計内容を確定するため、実施設計の策定を予定しています。

実施設計においても素案策定後、案策定後に意見募集及び市民説明会を実施する予定となっています。

令和8年度以降のスケジュールについては、令和8年度に前年度に策定した実施設計の内容を基に施設整備費予算要求を行い、令和9年度から令和10年度にかけて施設整備を実施、令和11年度の都市公園供用開始を目指して事業を進めてまいります。

以上で、説明を終わります。

入江会長：概ね1時間程度を見込んでいますが、意見や質問を聴きたいと思います。風致公

園として開放しているところに隣接している場所で、緑政審議会でも現地に行ったことがあり実際に見た委員もいるかと思えます。今回の設計案についていかがでしょうか。

岩田委員：まず、風致公園は補助金等の関係もあって見切り発車的な形で開園したので、根本的な基盤整備の部分で本当はやりたいけどできないということがありました。今回このような基本設計が出てきましたが、それ以前にやらなければいけないことがあります。それからこの基本設計自体の位置づけというのが明確になってないことが問題だと思います。例えば緑の基本計画ができて、その後に20ヶ所以上の保全対象緑地をどうやって保全するかという課題が出てきました。その中で審議会委員や議会や色々なところを説得して、補助金を取らなければいけないことになりました。過去何十年にわたって、その保全ができなかったところを保全しようということなので、科学的な調査をして保全の根拠を整理し、それを基にして今後の保全や維持管理に役立てるという方針を決めました。それが自然環境調査で、私がまとめたのは平成15年だったと思います。その後それを基にして、外注でコンサルに依頼し、同じ業者に基本構想も依頼したと思います。基本構想の後に基本計画策定を行ったのですが基本計画までは同じ業者だったかもしれません。その後の基本設計は今までの業者ではなく、確か元々の委託業者の会社にいた人が社長をしていたところで、意見を伝え色々な工夫をしてもらったのですが、結局それがうやむやになって今ここへ来ている形になっています。どちらかというと、先ほど話したように予算の問題とか、台風被害が起きたことが一番大きく、それによって非常に困難な事態に陥ってしまったので、事務局を責めているわけではありません。それから我々も月1回以上は現地を見に行っただのですが、工事の最後にはどうしても安全上の都合等で現場まで立ち入れないことがあり、その影響もありました。例えば池の堤体の工事に不具合が生じており、現状で言えば水が堤体から漏れています。これは私が指示した遮水シートの設置の仕方をしなかったもので、水が漏れてしまったものです。また急斜面の崩落があります。元々は業者が宅地整備する予定だったので、子供の家の近くまで河川整備され、それが排水路になっているので、緑地全体の乾燥化が進行したものです。乾燥化を防ぐために我々で土嚢を積んで、最低限の伏流水の水位を保ったのですが限界があり、斜面林がもたなくなってきました。これは谷戸全体が乾燥化しているからで、その対策が全くできていません。谷戸底を見れば植生が変わっているので一目瞭然です。水系関係をまず保全しなければ斜面も保全できないということが念頭に入っておらず、今回の基本設計が出てきているので、非常に将来を危惧しています。当初の基本設計の中では、委託業者の社長が水系環境について助言を求めてきたので、水系の整備の仕方等色々なノウハウを教えてそれを(案)の中に入れたはずなのですが、結局それが実際には実現していないので、現状ではかなり乾燥化が進行しています。そして先ほ

ど言った自然災害の件ですが、台風でかなり土砂崩れが起きた部分があり、それがたまたま谷戸の池の堤体の下流部分を覆ってしまって、非常に重要な湿地がかなり覆われています。ここはカヤネズミという貴重な日本で一番小さいネズミの生息地として有名であったため、我々は優先的に保全していましたが、その湿地の上流がかなりやられてしまいました。そのため、上流側に小さな池ができています。これは非常に問題で、全然手がつけられていないのですが、その堤体の下側に水は溜めてはいけません。堤体が緩んでしまい強度が徐々に弱体化しているはずですが。それを早急に対策せず、先に利用者の利便性を考えて、ベンチや経路の整備がきたと思います。それから予算の関係もあると思うのですけれども、本来、基盤整備でやっておかないと安全を確保できない部分があるので、今後、早急に検討してもらいたいと思います。特に堤体が駄目になった場合、あれだけの水が大量に下流に流れると、子供の家辺りから先の方が全部被害を受けてしまうので、ぜひ最優先で検討してもらいたいと思います。これは要望です。細かなところでは、最近の公園の管理は公園協会がほとんど委託管理されているので、みどり公園課の職員も結構現地を見に行っていますが、設計者と公園の担当者と現場の維持管理の担当者との間の情報の共有も完璧ではないと思います。現場で維持管理していると色々なことを気づきます。例えばベンチの老朽化について、どういうところから劣化するか、どうやって補修したらいいか、この場所はどのくらいの利用率があるか等です。設計というのは大体どの業種でも自分本位で設計してしまうので、その後どういう利用がされているかフォローし、フィードバックして次に生かすのが本来の形です。隣接する中央公園を整備した当時に指摘しました。ベンチを作った後、いろんな日照条件、例えば夏に日差しの強いところのベンチは利用しないので、そういうことをきちんとフォローして、次に活かした方がいいという話をしたのです。それが結局まだできていないと思います。結局またこのような案が出てきて、市民の中の有識者や経験者の人がこういうところは好ましくないということで意見をくれたものです。この程度の設計が出てきたこと自体に私は危惧しています。市民がその辺に気がついて指摘しているわけです。自然環境調査を行い、基本構想を策定し、順番をきちんと追ってきていて、基本的な理念というものがあってわけですから、踏襲されているかどうかということなんです。言葉の上ではこの中で何行か出てきていますが、本質が理解できていないのではないかと思います。この緑地は三大緑地の中でも最後に保全が叶った部分で、市民もそれなりのウエイトを置いて見ているわけです。そこに対して、普通の公園並みの整備や維持管理の仕方というもののは当然すべきではありません。生息している動植物で重要種から全部わかっています。イタチなど動物の生息を全部プロットしているのです。自然環境調査したときにはGISを使っています。これに対してそれぞれ多様度を得点化して、評価をしてそれを基にして基本構想を練っているのです。ですからこのエリアは保全

を重視しましょう、あるいはここは環境の改善をしましょう等、色々なことを提案してもらってまとめられているわけです。そういうことが引き継がれてないのではないかと非常に危惧しています。せっかく皆さんが苦勞して残したのです。保全を確定したときに比べて、今は確実に生物の多様度が下がっています。適切な維持管理をしない限りは、やはり難しいと思います。最近では過度な維持管理が目立ちます。例えば六国見山や、常盤山の県の管轄のところもですが、ボランティアの方が必死にやりすぎてしまって、過度な草刈りをしてしまっています。そうするとウグイスすらいなくなってしまうとか、裸地化が進行してしまいます。作業者が自己満足で達成感を得るためではなく、生物の立場から見て適切な維持管理を行ってほしいです。最終的には生物が評価してくれますので、生物多様性をいかに向上するかを最優先にして整備をしないといけません。その後に来園者の利便性も考えるという、最低限必要な利便性を整備するということはよいと思います。それから、サインでは最低限のマナーをお願いするということを書いておかないと、開き直って変なことをする人がいます。案内板等でのマナーの徹底だけは最低限、各入口に必要だと思います。それ以外の例えば生物の情報はサインに無いですが、今はスマホでダウンロードできるので、QRコード等をプリントするだけでもよいと思います。より高レベルの提供の仕方となると動画で見ることや、音声で識別することが可能になるかもしれないし、来園者のより高度なニーズに対応できる施設であれば、逆に細かな過剰な整備をしなくても、満足度が高められるのではないかと、今までとは違うような視点を持って整備すると、よりよい公園、緑地になるのではないかと思います。まず既存の鳥等の生き物が生き残れるようにしてもらえたらと思います。特に最近ではノウサギのことを調べているのですが、ノウサギはすぐそばまで来ていますが誰もそこにノウサギがいるのを知らず犬を連れて中に入ってきており、犬の臭いがついてしまうとそこにノウサギは来られなくなってしまうので、結局ノウサギの餌場がなくなってしまうと思います。そのように知らず知らずに来園者が環境悪化に加担していることがあるため、その辺はやはりマナーとしてうまく伝えてもらい、市民が鎌倉の生き物、あるいは緑とうまく付き合えるように工夫してもらえたらと思います。

入江会長：これまでの三大緑地としての位置づけを踏まえ、貴重な斜面林を残す台峯緑地を開放していくにあたって利用者のマナーや、その前に行っておくべきである基盤整備の話でした。今後の開放に向けての方針等について、事務局の方で考えがあればいかがでしょうか。

田中次長：過去に岩田委員に見てご意見をもらったところを、なかなか反映できていないということで、こちらについては我々としても改めて検討したいと思います。それからQRコード（2次元バーコード）を使って、景色や歴史だけではなくマナーや貴重な生物のためにやらないで欲しいことを周知するということが非常に貴重な意

見ですので、もう一度検討したいと思います。

入江会長：開放に向けて様々な利用者に対する喚起や配慮事項等は何かしら検討が必要か
と思いますので、ぜひ今後対応してもらいたいと思います。

植木委員：今の利用者への注意喚起でぜひお願いしたいことがあります。もちろんサインも
大事ですが、おそらく市外から来られる人がたくさんいると思うので、鎌倉のハイ
キングコースや海岸も含め注意や利用方法について、ホームページだけではなく X
等の SNS で発信するとよいと思います。浄明寺緑地に面したところでは、時々自転
車を高速で走る人がいて、地元の人々の散歩や犬の散歩に来られる人の利用も多い
ので自転車のそのような運転が危ないと思っています。よりワイルドに走りたい
から入ってこられるのだと思いますが、自転車乗り入れ禁止という看板があるわ
けではないので、注意等するとトラブルの元になるのでやめてほしいとは言えな
いという状態です。それは多分海岸利用のバーベキュー等に関してもそうだと思
います。発信がちょっと弱いかなと思います。これだけ色々な人が利用する鎌倉市
なので、今後検討してもらえるとよいと思います。

入江会長：他の公園でもマナーについてはよく言われるかと思いますが。事務局はいかがでし
ょうか。

田中次長：最近、ハイキングコースでサイクリング、マウンテンバイクで走るというこ
とは耳にしております。全庁的に、様々な対応をする課があるので、協力し合いなが
ら情報発信をしていきたいと考えております。

岩田委員：具体的に話をしておいた方がよいと思うので、2点ほど助言します。一つは防護
ネットの件です。防護ネットをした方がいいところもありますが、しなくてもいい
ところも当然出てきます。その辺の判断が難しい場合もあります。メリットとデメ
リット当然あってメリットはわかると思いますが、デメリットが出る場合はどう
いう時かという、例えば、現状で山崎小学校の裏の脇のところを見ると非常にえ
ぐれています。あれは防護ネットを設置したことでそうなってしまったと思いま
す。それと少し語弊があるのですが、防護ネットのやり方が悪かったと思います。
あそこの場合は砂岩なので法面全体の管理をきちんとやらない限りは、どうして
も崩落してしまいます。その崩落したところを利用して蜂のコロニーができてい
て、蜂を保護する意味では役に立っているが、通る人から見ると管理できていな
いと言われるかもしれません。あのようなところを整備する場合は、ネットをした下
部には必ず植生土のうや植生マットなど、粗朶でも何でもいいので積む等すると、
落ちてきた砂が土留めになりそこへ在来の植物が入ってくれば安定化します。全
面を覆ってしまう発想ではなくて、全体でどのように地形を維持するか、あるいは
維持管理に手間がかかっては仕方ないので、毎年毎年草刈りするのでは話になり
ませんので、安定的な群落にいかにつなぐか、数年でどう誘導するかということ
を考えて、草刈りをやらなければいけません。現状では源氏山公園もそうですが、

過度な草刈りをしているうちに法面が崩落して乾燥が進んでしまって、結局その上の樹木が傾く等、本末転倒になっていることが結構あります。やはり斜面林の維持管理がものすごく難しいので、なるべく余計な維持管理をしなくて済むように一つの例としては、毎年、何年も何年も同じ作業をしているところは不適切だと思った方がよいと思います。より良い考え方を持って適切な管理をしていかないと無駄な手間がかかり、市としてはそんなにたくさんをできるわけでないので、いかに安定的な在来種を主体とした安定的な環境、群落に持っていくか、これが一つのキーポイントになると思います。あと経路を今回整備するという事で、過去の公園をみると分かりますが、特に浄明寺緑地の裸地はかなりひどいです。鎌倉の公園は尾根部とか稜線がどうしても多くなります。谷戸底等で宅地化が進み残ったところを公園にしているのでそういうことになるのですが、近年、温暖化の影響で集中豪雨が降り、以前は時間当たり 50 ミリで計算していたが、今はもう 100 ミリ超えています。どこを雨が流れるかという、整備した経路、園路あるいはその脇を流れてしまいます。結局その場だけえぐれてしまうので、階段を設けると劣化してしまうとか、結局維持管理する人が苦勞してしまいます。前に常盤山で適正整備を行い、いくつかのテストをしましたが、階段を設けるときにはその両側を水が流れないように、あるいは流れてもいいようにいくつか対策があります。それを知っておくこと、あるいは階段路を設けたときに階段の脇から水が流れないように、中央流れるように少くぼみをつけるとそこを流れていきます。そうした場合にはその下にうまく素材を積むと土砂が堆積します。えぐれるのではなくて堆積します。そのような自然の法則というか、鎌倉の特性をうまく利用して維持管理に役立てる工夫をしないと駄目だと思います。鎌倉市内の様々な緑地をモニタリングでチェックしてきましたが、そういうことができているのは岩瀬地区だけだと思います。最近、その管理をされている人も高齢化していて、ほとんどできなくなっていますが、その道を通る水をいかに管理するかということはものすごく重要なポイントになりますので、維持管理する人を対象に研修会を開く等すると、よりよい維持管理ができるようになると思っています。

入江会長：防護ネットについてと、散策路や階段ができた際の排水路をどう担保するのかという貴重な意見だと思います。岩田委員の話を聞いていて思ったことですが、自然環境のモニタリングを都市緑地の区域設定前にされていたということで、今後開園した後もモニタリングを続けていくことは、特に検討はされているのでしょうか。

水谷主事：基本構想の段階ではモニタリングをする方向で位置づけされていましたが、現時点ではできていない状況です。今後は、ボランティア団体とこれから入る指定管理者と市側で、山崎・台峯緑地をどう保全していくかという意見交換や協議の場等を設けようとしており、その中でモニタリングのやり方や手法について意見を取り

入れながら検討していきます。

入江会長：実際に開園前と開園後でどのように変わったかという検証は必要になると思うので、その辺りのデータが取れるのであれば検討してもらえたら良いと思いました。一方で三大緑地ということで先ほど岩田委員から常盤山の話もあり、前に広町の事例もあるかと思うのですが、広町も以前関わっていたときもやはり開園してどうなったのか、開園する前はモニタリングをきちんとされていて場所が貴重だということで開園する、緑地として指定するということになっていったわけですが、今、岩田委員からマナーや懸念する事項の話も色々ありました。三大緑地のうち他の2つの緑地はどのような利用の状況か、課題はあるのか、今回の山崎・台峯緑地の整備に向けて共有できるとよいと思いましたが、いかがでしょうか。岩田委員ご存じでしょうか。

岩田委員：今回の計画と少し関係する部分で、例えば防護柵の部分ですが、階段部の防護柵は広町では失敗したのです。設計が失敗したのではなくて、施工が失敗したのでそれを直させて欲しいと言ったけれどできませんでした。今回の山崎・台峯緑地でもそうですが、ロープ柵を作ると施工する事業者の、担当者の技能によってしまうのです。単に穴を開けてロープを通すだけの人もいれば、きちんと1個おきにぐるりと回して、ロープが緩まないようにしている人もいます。ロープの末端の処理が一番難しいです。残念ながらきちっとやっているところはほとんどありません。永福寺跡の園池も文化財課に頼まれてモニタリングしたのですが、あそこのロープは比較的割と丁寧にしています。市内に設置している中ではまだましです。それでも不満が結構あり、やはりロープ柵設置はかなり難しいのです。今回は、多分維持管理の問題が出てくるので避けたと思うのですが、それはすごく良かったと思っています。市民から天然木の話が出ていますが、その天然木は何を使うのか、どこから持ってくるのかは無視されていると思うので、もし可能であれば自給自足が原則ですので、処分した傾倒木等を利用してできればいいと思います。ただし急傾斜のところではボランティアが行うのは非常に危険なので、そういったリスクも考えて配置することがいいと思います。またベンチに関しても同様で、色々な例が出ていますが、ベンチや休憩所を設置するとどのような弊害があるかというのは、考えられていないと思います。利用形態を見るとわかりますが、例えばベンチとテーブルを設置した場合は滞在時間が長くなります。そうするとその周りに人が集まったりするわけです。それから鎌倉は歩く会があつて100人、200人は通るので、そのときの踏圧の問題も出てきますし、人が滞在することによってそのこの土壌の状態が変わる、あるいは人にくっついて伝播する植物が当然出てきますので、好ましくない植物の分布ができます。踏み跡群落などができて、とても手がつけられない状態になっていることがかなりあります。そういうことは維持管理で対応するのではなく、起きないように設備設計する方がいいと思います。一例としては、ベン

チで長居させないということありますが、かといって休息所がないと怒られるので、最低限どういうものが必要かという丸太を利用したもの、間伐材を利用したものを、横に寝かせているのも分かりますけど、地面に直に置いてしまうと分解しやすくなってしまいますので、少し浮かしてやる、あるいは背もたれが必要であれば、後ろ側にも1本横に回してやれば、もたれることができるし、荷物を置くこともできる。1本だけだったら荷物置くかと転がっていきますので、そういうような配慮もしてあげられれば、ある程度は納得してもらえないかと思います。自然を味わいたい一方で利便性も追求するのは贅沢すぎるので、その辺は不便さを味わいながら鎌倉の自然の良さを満喫してもらおうという発想でいいのではないかという気がします。担当者に苦勞をかけますが、そのような趣旨をうまく説明してもらえると、市民の理解も得られると思います。

入江会長：施設を実際に施工するときのちょっとした配慮事項等も必要になってくると思いますので、そのあたりは事務局でも業者と一緒に現場確認されるときに配慮してもらおうとよいと思います。

表委員：基本設計に載せるべき項目の優先度というのは、やはり岩田委員が言われたように、今一度、見直しをして欲しいと強く思いました。その上で階段の設置について、人にとっては不要でも、例えば根の上を歩いているところや、湿地の植物を踏み潰しているところ等、環境にとって配慮が必要な場所について考慮するとよいと思いました。

市民向けの説明会に参加しましたが、今後も説明会があると思うので、少しこのようにしたらいいと思うことを共有したいと思います。説明会では、質疑応答の際に、開催者が参加者に山崎・台峯緑地に関して発言してほしいと意図があつたにもかかわらず、参加されていた方が別の質問をしても、それに回答されている状態で、全体的に少し食い違いが生じているように思いましたので、少し丁寧にその辺りに対応するとより良い説明会になると思いました。その中でも基本理念のもとにこうだからこうである、今こういうことをするポイントはこういうことなのである、という情報の提供の粒度が、ベンチ、崩落、それぞれのカテゴリーによってかなり異なっていることや、説明については写真がたくさんあってわかりやすいものから、数字と図面だけで少し複雑でわかりにくいものまで様々だったので、市民に対する説明会の場では、より市民にわかりやすい情報提供の仕方を工夫されるとより良くなると思いました。

入江会長：後半は、今後の市民向け説明の際の要望だと思いますが、事務局いかがでしょうか。

田中次長：表委員からご意見いただいた説明会の内容について、確かにいろいろと考えるべきことが多かったと感じています。前回は基本設計の素案ということで、まだこれから(案)となり、次は実施設計と、次のステップに上がっていくことになるので、

次の段階で意見を取り入れられるようにしたいと思います。それから写真があったと分かりやすかったところと、文字だけでなかなか理解しにくかったところがあったということです。今は、全庁的な流れとして紙資料をやめてタブレットを使用することになっているので、今回の委員会でも導入しましたが、不具合が見つかったなど思っているのは、タブレットではある程度見られるかもしれないが、説明会でプロジェクターを見ると、やはり字は小さいところがあり、写真も鮮明ではなく見づらいところがあったと思います。次回の説明会等において改善していかなければいけない課題だと感じました。特に文字で、昔はパワーポイント等で説明をする際には20ポイント以上という話もありましたが、今回はできていなかったところは反省点だと思います。ただ、今回のような基本設計等の説明になってくると非常に文章が長くなってしまいます。そうするとポイント数が小さくなってしまいうこともあるので、今後検討し、説明会では参加者に伝わるようにしたいと思います。

押田委員：2点あります。1つは質問で、1つはこうした表現の方が良かったという内容になります。まず1つ気になったのが、生態系や未知数の利用に対する懸念が出てくる中で、先に供用されている風致公園の供用後に、その公園の生態系や利用者層にどのような変化があったかを確認した上で、その議論をしなければいけないと思います。今、バラバラに話をしていますが、隣接しており環境が似ているので、おそらく似たような層の方が来るとか、同様の傾向が見られることを考えると、事前に風致公園での課題や、こうしたら良かったというものがあると、とても参考になるのではないかと思いますのでいかがでしょうか。

田中次長：令和4年に開園したところでしょうか。

押田委員：そうです。開園していて利用者もいるわけですから、何かしらの傾向や地域からの声もあるのではないかと思います。わかる範囲で結構ですので教えてもらいたいと思います。

水谷主事：令和4年度に風致公園の部分を供用開始しまして、令和6年度、今年から公園協会が指定管理者として管理しています。その中で課題として感じているのは、風致公園で活動しているボランティアと指定管理者の情報交換の部分です。特に谷戸の池付近にあるホテルの生育地の、環境の維持管理の仕方等がまだうまくできていないところがあったということが課題に感じています。その部分に関しては市も含めて協議をした上で、細かなメンテナンスの話合いを行う必要があると感じているところです。

押田委員：利用や生態系の影響について、今、ホテルの話も出てきましたけれど、例えば利用者層でこんな課題が出ているとかマナー等で気になる点は出てきているのでしょうか。

水谷主事：マナーに関しては、今の話としては一部都市緑地の部分になりますが、生活道路になっている箇所があり自転車やバイクが結構入っているということで、都市公

園として園路として供用開始を目指している部分にあるので、実態と法整備の齟齬が課題と感じております。

押田委員：既存の課題と合わせて、ここではこのようなことが起こり得るといえるものがあると利用者もわかりやすいと思えました。これは質問の方で資料の見やすさ見にくさのところにも少し出ていたのですが、個別に保存の検討や階段、ベンチ、水飲み等の検討等を挙げているのですが、これを全部重ねたときに手を入れる圧がすごいところと、そうでないところがはっきり見えてくると思うので、デジタル化されるのであれば重ねて見られるようなものと良いと思えました。合わせて先ほど近隣の道路利用の話もありましたが、アクセスの話は結構大きいので、例えばここからどれぐらい多く来る、既存でどれぐらい通っているというルートを出してもらえると手に入れた方がいい、あるいは避けた方がいいという具体的な議論ができるのではないかと考えたので、検討してもらいたいです。

入江会長：スライドの作り方等について、事務局いかがでしょうか。

田中次長：検討の必要性があるところが色々ありますので、そこは修正していきたいと思えます。それから、近隣住民のアクセスについてはまだ調査が足りない部分があると思えますが、今はまだ基本設計の段階で、これから時間はありますので、力を入れて調整、検討していきたいと考えています。

岩田委員：先ほどの押田委員の話に補足で、まだ全域を歩けていないのですが、例えば観察会等で訪れたときに見ると、稜線部はボランティアがかなり熱心に草を刈りすぎてしまって裸地化が進んでいます。特に稜線部が問題になるのは、種子などの供給がありませんので、法面では上から供給があるのですが、やはりもう少し慎重な管理が望まれます。例えば、ウグイスの生息密度が激減したとか、あるいはそういうところにしか生息しない小動物等が激減していく等のことが出てきます。それからどうしてもニッチが生じれば、強い外来種あるいは低層植物が入ってくるので、本来の植生ではない植物により群落ができてしまい、悪い方向へいきます。公園協会の管理の余計な手間を減らすという意味でも、より適切な群落に戻すことを考えないといけません。谷戸底部分は園路として整備しない部分があります。多分ボランティアがいろいろ工夫して自発的に何かを敷いて歩きやすくしてくれたのですが、配慮が足りていませんでした。例えば、湿性植物を保護しなければいけないところは水を貯めなければならず、そばの園路には水をある程度せき止める方向で配置しないとダメです。ところが排水を考えないとダメとか横にしないとダメといった配慮がなかったのです。そのような細かな配慮は必要になってくるので、やはりより高度な技術というものは講習会を開かないと難しいと思います。市でそのような場を作ってもらえれば、関係するボランティア団体に紹介したいと思えます。それから谷戸の池自体も堤体の状態がかなり悪くなっていてその上は、外来種が生えたのですけど、その堤体には実はいろんな工夫をしてあつ

て、より早く植生が回復できるように、元々あったイグサの種をまいたりして、早く回復するよう誘導したのですが、今のところ見に行けていません。外来種の種子は入ってきますので、そういうのを除伐しなければいけません。もしかしたらボランティアでやっているかもしれませんが、ボランティアにもモニタリングのできる人やエコアップ技術を持った人を育てなければいけません。あとは管理者専用の道路が何ヶ所かありますが、経路というか普通に歩いて入っている人が結構多いです。ボランティアで市が了解していない日でも中を歩き回ったりしているところを見ると、一般の人もそこは歩ける場所だろうということになってしまうので、モラルの徹底はしなければいけないという気がします。ちなみに以前、たまたま犬を連れた散策の人がいて、犬は入ってもよいのですが歩くとおしっこをするので、その匂いでノウサギが来なくなって困ることを話したら、その人はちゃんと抱きかかえて通ってくれました。説明すればわかってくれる人もいるし、全然聞き耳を持たない人もいます。それは仕方がないのですが、こちらでもできる限りの努力をして、市民の協力を得られるようにするというのは、やはり必要だという気がします。

飯田委員：意見というよりも質問になりますが、説明を聞いていて結構ボランティア団体の意見が大きくて、実際にこの修正に反映されていると感じたので、ボランティア団体の情報を知りたいと思いました。もしかしたら今日傍聴に来ているかもしれませんが、複数団体があるのか、具体的にどのような活動をされているのか等、補足的に教えていただきたいです。

水谷主事：山崎・台峯緑地に関しては、風致公園と都市緑地の部分を含めて4つのボランティア団体活動していることを認識しています。活動内容としては主に草刈り等の危険ではない作業を行っています。

飯田委員：危険木の伐採や間伐等は行っていないということでしょうか。

水谷主事：そのとおりです。

飯田委員：もう少し補足的に教えてもらいたいのですが、市から委託をして作業をしているのか、純粹に委託費や契約もなくボランティアで行われているのかは、どちらになるのでしょうか。

水谷主事：ボランティア活動に関しては無償で行っており、それ以外の危険木の伐採や縁辺部の草刈りに関しては市の事業費を活用して業者に発注しています。

飯田委員：今、質問したのは、少し関わっているあるいは知っている他のところで、ボランティア団体が年々スキルアップしていて、色々なことができるようになってきたためということがあります。元々、里山は資源だと思いますが、資源として様々な形で活用してイベントを開催し多少の収益も上がるような形で行っていたり、公有地での間伐で出た剪定枝を販売して活動費に充てている等、緑の管理活動もやり方によっては少し経済的にも回る仕組みになっていくもので、それによって活

動の輪が広がっていくこともあり得るので、これだけの資源があれば、草刈りや危険でない作業以外のことも、今のボランティア団体がやっていく余力もあるのかと、想像しながら聞いていました。これは今の基本設計というよりは、もう少し先の管理も見据えたところなのかもしれないのですが、ボランティア団体を含む市民とこの緑地の関わり方のようなことを、中長期的に検討してもよいと思いました。

もう1つの質問も少し関連することですが、例えば4つの団体の中で意見が合わないこともあったか聞きたいと思います。また11月に様々な意見収集を行っていて、そのボランティア団体以外からも意見があったと思います。そこで同じ意見が出ることもあれば、対立する意見の場合もあると想像しましたが、そういったことはあったのかを聞きたいです。

水谷主事：4つのボランティア団体について、個々に意見の食い違いはあったところでは。

例えば、今回説明した展望広場に関しては、施設整備を全くしないで欲しいという意見があった一方、今回のデザインのベンチはよくないがもう少し自然に合わせた形のベンチを置いてほしい、階段を設置してほしいという意見があり、食い違いはありました。

飯田委員：そうだと思います。これからも意見募集をしていけば、そういうことは往々にしてあり得ると思っていて、ここに限らずどこでも起こりうることで自然や生物多様性に対する価値観、それに対する行動そのものが多様で、何か一つのことが必ずしも正しいというわけではありません。岩田委員がたくさん生物多様性のことを言われていて、私も個人的には生物多様性を最優先にして配慮することが大事だと思っているのですが、その価値観自体も広く一般に共有されているものではないですし、違う意見があっただけでいいかと思いません。そのような時に行政として求められるのは、対立する意見をどのような考え方で1つの計画として集約化してくかという、プロセスが大事な気がします。意見が対立するところもきちんと何かを示し、表に出していくということも大事なのではないのかと思います。特に生き物や環境に関心のある人の声は、文句も含め大きく届きがちでそれが優先されることも往々にしてあると思うのですが、大きな声ではなかったとしても多様な考え方がこの緑地を巡ってはあはずなので、公の緑地になりますので、行政としてはそこを拾い上げていながら意見集約していくことが大事であると思っています。今の意見はあくまで意見で、この計画のここの部分をどうするという話ではないですが、進め方として様々な意見が上がってきたときにその意見同士の関係も考えながら、1つの計画を作っていくことが大事だと思っています。

入江会長：市民説明会を含めて、これからの進め方に対する貴重なアドバイスという形で受け止めていきたいと思っています。

岩田委員：1点気になったので。今回、シンボルツリーとしてサクラを一生懸命、積極的に

保護しようということが前面に出ていますが、シンボルツリーの扱いは結構難しいです。日本人はサクラが好きなのでシンボルツリーとしてはよいのですが、目立つ花をつけるサクラ以外にも自生種はたくさんあるので、それらがどのくらい知られているのかが危惧するところです。気が付かずそのようなサクラを除伐している可能性もある、リスクを知って欲しいです。身近な例としては、広町緑地でヤマザクラの大きな木があり、そこを守ったのですが、サクラの側まで園路を作ってしまう、大勢の人が花見のシーズンにくるものですから、株元を全部踏み荒らしてしまう、結局根が息苦しくなって木が弱ってきています。そのような木のためにならない設計というのはあります。基本的には木を見るときに枝ぶりを見て、その枝よりも少し外側までは根がきていると思わないといけなくて、そこは踏んではいけないものです。そういう基本的なことをまず考えて、園路や立ち入り禁止エリアを設計する、草刈りの仕方を変えるなど、検討して欲しいです。稲村ヶ崎もそうですが、クロマツを一生懸命増やそうとしていますが、この前、土を検査したらガチガチになっていました。これでは呼吸できるわけがない。木を生かそうと思うのであれば土はいい状態に持っていかなければいけないですし、そのためには草刈りの状態を変えなければいけません。そこまで考えてボランティアにも協力してもらえると、もっといい公園になるという気がします。それから先ほど飯田委員からも非常にいい指摘をもらいましたが、例えば風致保存会でも緑のボランティアは積極的にやってくれるのですが、だんだん達成感を求めようとしています。その一方で、普通の人はずらけてしまって参加できなくなってしまう。一般の人ができるような作業はどのようなものがあるかということを考えなければいけないのですが、例えば草刈りをした後、あるいはササ等を刈った後に残さなければいけないこともあります。そういうこともうまく配置して、刈った後に残すものの周りに粗朶を組んで積んであれば、小動物が生息するエリアを増やすことができます。あるいは園路沿いにどうしても水が流れたりしましたけれど、そういう粗朶を逆方向、に傾斜に対して逆方向に積んでおくと、そこに土砂が堆積しますので洗掘されずに土砂の堆積が図れるのです。そういうものは色々と簡単な工夫がありますのでそういう一般市民でもできるような作業を、ノウハウというかそういうものを積み重ねて、我々も工夫していかなければいけないと思います。広町緑地は、今回委託が変わったのでどうなるか気にして見っていますが、いい例になると思います。公園担当の人も時々見に行ってもらえるといいと思います。よろしく願いいたします。

田中次長：今回はまだ基本設計の段階ではあるのですが、実際はその時になってからでは手遅れになるという話であるとのことのご意見としました。今後、また岩田委員のご指導等を受けながら、新たなというよりは、今まで経験されてきた内容を教えてもらいながら検討を進めていきたいと感じました。

山内委員：現場からの意見として、今回は東側の未供用地区ということですが、実は供用されていると思っていました。従って、開園したからといって何か大きく変わるのかというところでもないと思います。事前説明会等で色々な市民の意見も取り入れてあり、必要最小限にすることとしており、例えば椅子の設置だとか、電気はつけないとか水道もつけないという話も出ていたので、そのような意見を取り入れてまとめて頂ければ、今の供用しているところと同じような形で過ぎていくのではないかと思います。岩田委員の意見の通り、モニタリング等については、やはり色々な団体があり、それぞれ目的も異なると思うのでそこを教育していかないと、実際にボランティアしていてもレベルが上がっていかずに自己満足だけで終わっているところが多いので、行政でバックアップして頂ければ、その団体自体の知識も広がるし、整備方針についても徹底ができていくと思われるので、ぜひ行ってもらえたらと思います。

入江会長：今後のところも含めてということで、実際に現場で活動している視点からということと、この前の説明会にも参加されていたということでした。

上村委員：全体的に聞いていて、そもそも市から出されている基本設計というものが、例えばライトをつけるなどということが、何のための設計なのかということをはっきりしていれば良いと思います。安全性に関して言えば、そういうものも必要な場所もあるのではないかと思います。しかし、私自身は現場に行ったことはないのですが、現地の市民から絶対にそれは必要ないということで、関係者が納得してそうなるのだったらいいと思いますけれども。公園の管理者として、市としての立ち位置とか、考え方を明確にして基本設計を組み立てていくのが良いと思いました。

入江会長：先ほど表委員からも基本理念や基本コンセプトに基づいた施設の配置や施設の選び方という話もありましたので、そこは基本かと思います。事務局はその辺りも配慮しながら市民説明会等を進めていくことが望ましいと思います。

それでは、これで質疑を終了し、報告事項を終了します。

次第の3としまして、次回の日程調整について、事務局よりお願いいたします。

3 その他 (1) 次回開催日程について

田中次長：次回の審議会開催は4月以降になり、年度が変わることになります。したがって、次回の日程につきましては、別途、事務局から各位に対して日程調整のご連絡をさせていただきたいと考えております。

入江会長：それでは、次回、第83回の開催日については、来年度ということになりますので、後日、事務局の方から各委員に日程調整についての連絡を行うこととします。

次第3、その他(3)として、本日の確認事項を事務局よりお願いいたします。

3 その他 (2) 当日確認事項の確認

田中次長：令和6年度第2回、全体では第82回鎌倉市行政審議会確認事項としまして、日時、令和7年1月10日金曜日14時から15時50分まで、場所、鎌倉市役所本庁舎2階全員協議会室。1の議題としまして、(1)前回会議録の確認については、会議録を配布し、委員の確認をもって了承をいただきました。(2)山崎・台峯緑地(都市緑地)の基本設計についての報告につきまして、山崎・台峯緑地(都市緑地)の基本設計については、事務局が本日の意見を基に必要な応じた修正等を行い、修正の確認については会長の方でご確認いただけるということ。2 その他(1)次回審議会日程調整について、次回の審議会の開催については、後日、日程調整をすることとしました。本日の確認事項としては以上となります。委員の皆様におかれましては、申し上げた内容でご了承いただければと思います。

入江会長：特にご意見がなければ、本日の確認事項については了承ということで確認いたしました。それでは、本日の緑政審議会はこれで終了としたいと思います。皆さんありがとうございました。